

合意書

飯塚病院と保険薬局：_____は、院外処方箋における問い合わせの運用について、下記の通り合意した。なお保険薬局での運用においては、患者が不利益を被らないように、十分説明の上同意を得てから行うものとする。

ただし、麻薬については包括的事前合意プロトコル運用適応外となるため、疑義照会対応とする。

記

1. 院外処方箋における問い合わせの運用について

以下の場合に原則として処方医への問い合わせを不要とする

- ① 成分名が同一である先発品/後発品の銘柄変更
- ② 内服薬の剤形の変更
- ③ 別規格製剤がある場合の処方規格の変更 (ワーファリン、チラーヂン S を除く)
- ④ 湿布薬や軟膏での包装単位変更
- ⑤ 残薬調整のための内服薬・外用薬の日数短縮 (ハイリスク薬を含む)
- ⑥ 一般名処方における別規格・類似剤形の先発品への変更
- ⑦ 患者の希望等で行う半割、粉碎、混合あるいは一包化調剤
- ⑧ 週 1 回あるいは月 1 回内服のビスホスホネート製剤および DPP-4 阻害剤の処方日数の適正化
- ⑨ 患者の希望等で行う消炎鎮痛外用剤における、パップ剤からテープ剤への変更、またはその逆
- ⑩ 消炎鎮痛外用剤における貼付剤の合計処方量とコメントでの指示枚数が異なる場合の適正化
- ⑪ 頓服薬および外用剤の用法が口頭指示されている場合もしくは処方箋上、用法指示が空白あるいは「医師の指示通り」が選択されている場合の用法追記
- ⑫ 患者の希望等で行うエンシュア・H/ラコール/イノラスなど成分栄養剤における味の変更
- ⑬ 患者希望等でおこなうへパリン類似物質外用泡状スプレーの製品規格に合わせた処方量の変更
- ⑭ 承認用法が就寝直前の不眠症治療剤が就寝前で処方されている場合の用法修正
- ⑮ 薬事承認された用法以外の用法で処方されている場合の承認用法への変更

2. 合意の解除、内容の変更については、必要時協議を行うこととする。

以上

(飯塚病院記入) 本合意書は (西暦) _____年 _____月 _____日をもって締結する。

住 所 : 飯塚市芳雄町 3-83
名 称 : (株) 麻生 飯塚病院
代 表 者 氏 名 : 院長 本村 健太 印

住 所 : _____
薬 局 名 : _____
管理薬剤師氏名 : _____ 印

※薬局住所、薬局名、管理薬剤師氏名が変更になった際は、合意書の再提出が必要です。

合 意 書

飯塚病院と保険薬局：_____は、院外処方箋における問い合わせの運用について、下記の通り合意した。なお保険薬局での運用においては、患者が不利益を被らないように、十分説明の上同意を得てから行うものとする。

ただし、麻薬については包括的事前合意プロトコル運用適応外となるため、疑義照会対応とする。

記

1. 院外処方箋における問い合わせの運用について

以下の場合に原則として処方医への問い合わせを不要とする

- ① 成分名が同一である先発品/後発品の銘柄変更
- ② 内服薬の剤形の変更
- ③ 別規格製剤がある場合の処方規格の変更 (ワーファリン、チラーヂン S を除く)
- ④ 湿布薬や軟膏での包装単位変更
- ⑤ 残薬調整のための内服薬・外用薬の日数短縮 (ハイリスク薬を含む)
- ⑥ 一般名処方における別規格・類似剤形の先発品への変更
- ⑦ 患者の希望等で行う半割、粉碎、混合あるいは一包化調剤
- ⑧ 週 1 回あるいは月 1 回内服のビスホスホネート製剤および DPP-4 阻害剤の処方日数の適正化
- ⑨ 患者の希望等で行う消炎鎮痛外用剤における、パップ剤からテープ剤への変更、またはその逆
- ⑩ 消炎鎮痛外用剤における貼付剤の合計処方量とコメントでの指示枚数が異なる場合の適正化
- ⑪ 頓服薬および外用剤の用法が口頭指示されている場合もしくは処方箋上、用法指示が空白あるいは「医師の指示通り」が選択されている場合の用法追記
- ⑫ 患者の希望等で行うエンシュア・H/ラコール/イノラスなど成分栄養剤における味の変更
- ⑬ 患者希望等でおこなうへパリン類似物質外用泡状スプレーの製品規格に合わせた処方量の変更
- ⑭ 承認用法が就寝直前の不眠症治療剤が就寝前で処方されている場合の用法修正
- ⑮ 薬事承認された用法以外の用法で処方されている場合の承認用法への変更

2. 合意の解除、内容の変更については、必要時協議を行うこととする。

以上

(飯塚病院記入) 本合意書は (西暦) _____年 _____月 _____日をもって締結する。

住 所 : 飯塚市芳雄町 3-83
名 称 : (株) 麻生 飯塚病院
代 表 者 氏 名 : 院長 本村 健太 印

住 所 : _____
薬 局 名 : _____
管理薬剤師氏名 : _____ 印

※薬局住所、薬局名、管理薬剤師氏名が変更になった際は、合意書の再提出が必要です。